

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を6か月に1回以上通知します。

2. (預金の種類、期間等)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金(第6条による一部解約後の残りの預金を含む。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。この場合、最長預入期限を同じくする別口の期日指定定期預金があるときは、その元利金をとりまとめて一口の期日指定定期預金に集約して自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前1項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限。)までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
- (3) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4) 第2項または第3項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5) 第2項または第3項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日。)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日。)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - ① 1年以上2年未満・・・当金庫所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上・・・・・・当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
- (2) 利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日。)から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
- ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満・・・・2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満・・・・2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として計算します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、受取欄に届出の印章により記名押印して、提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで預入日から解約日までの日数が多いものからの順序でこの預金を解約します。

7.（届出事項の変更、契約の証の再発行等）

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたはご契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（印鑑照合）

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、これらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（譲渡、質入れの禁止）

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以 上